

## 甲斐市教育委員会第10回定例会議事録

- 1 日 時 令和8年1月26日(月) 午後2時
- 2 場 所 竜王北部公民館3階 視聴覚教室
- 3 開 会 午後2時
- 4 出席者 【教育長】内藤和彦教育長  
【委 員】小林啓子職務代理者 金子初男委員  
千野国弘委員 米山祐希委員  
【説明員】大寫正之教育部長 小田切英規教育総務課長  
小山田拓也学校教育課長 大柴宏之生涯学習文化課長  
樋口一凶図書館長 小野貴博学校教育指導監  
長田大地学事係長
- 5 傍聴人 なし
- 6 事務局 内野真理教育総務係長 古屋善之教育総務係員
- 7 議事録署名委員の指名 A委員 C委員
- 8 前回議事録の承認 令和7年度 第9回定例会議事録 「承認」
- 9 教育長からの報告
- 10 議 題  
第1号 甲斐市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施  
計画(案)について  
第2号 令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
- 11 その他  
(1) 令和7年度教育関係団体からの要望書に対する回答について  
(2) 令和7年度卒業式及び令和8年度入学式について  
(3) 令和7年度甲斐市立図書館蔵書点検結果報告  
(4) 2月の行事予定について
- 12 閉 会 午後4時

## ○開 会

教育長 開会を宣する。(午後2時)

## ○あいさつ

教育長 本日もよろしくお願いいたします。

さて、2026年、令和8年がスタートして早いもので、1カ月が過ぎようとしております。この間、委員の皆様には、二十歳の集い、また、教職員の人事異動に伴うヒアリングにご協力をいただきありがとうございました。

1月の定例教育委員会ですので、改めて今年が、自然災害などがなく穏やかで平和な年となることと、子どもたちにとっても、事件事故にあわず、楽しく充実した学校生活をおくり、健やかに成長することを願いたいと思います。また、皆様にとりましても、新しい年が、笑顔が多い良い年となりますようご祈念申し上げます。

さて、AIと教育に関する問題について、様々な場面で情報を目にする機会が多くなりました。生成AIの進化が止まりません。気軽に使用できるツールであり、その能力の高さには驚きます。その一方で、事実ではないことをもっともらしく回答するケースもあり、学校では、AIの活用に悩んでいます。どのように教育に生かすのか、これからの時代の子どもたちにどんな力をつけさせるのか、というように悩んでいるのが現実ではないでしょうか。

AIと教育に関して、興味深いインタビュー記事がありましたのでご紹介します。人工知能学会会長も務める、慶應義塾大学の栗原聡教授の、「AIと対等につき合うために」というテーマの記事です。まず先生は、AIは人間によって作られたものではなく、人間からできている、ということをおっしゃっています。生成AIは、従来の電卓やパソコンとは異なり、人間が書いた文章や言葉から学習している。AIの出力は膨大な言語モデルの学習に基づいており、次に現れる可能性の最も高い言語の組み合わせを予測する原理で動作しているが、非常に複雑である。AIが学習する単語の関係性は、数千語離れた単語の関係性まで網

羅しており、これは、もう言語を理解していることに等しい。人間が AI と対話する際に、AI をあたかも意思を持った存在のように感じてしまうのは、人間が言語を操る唯一の存在であると思っている部分に反応しているのではないかとおっしゃっていました。

学校の先生方は、どのように子どもたちに接したらよいか、という記者の問いには、「一人の人間として」子どもたちに向き合うことが大事だと話しています。小学校では認知能力や社会性の基礎を身につけていく大切な時期で、電子機器は視聴覚情報中心であり、五感をフル活用する体験の必要性を忘れてはいけません。その時間を確保するために、ICT、生成 AI などを活用して、人間がゆっくり考えるための時間を AI に作ってもらうということです。

AI 時代に学びの姿はどのように変わるのか、という問いには、生成 AI の回答は、プロンプト（指示）の書き方によって変わる。よりよい指示を書くためには、人間の思考力や言語化能力が不可欠です。知識を問うだけではなくプロセスや思考力を重視する必要がある。人間同士のコミュニケーションとも同じで、生成 AI の登場は、考えを言葉にすることの重要性を問いかけている。

AI を取り巻く未来は、という問いにはインターネットや SNS は便利なツールですが、多様性の理解よりも、偏った群集心理や分断を生んでいるとも言える。AI が道具である限り、人間の利己的な部分を増幅させる危険性もある。道具でない、自律型 AI を期待したい。ドラえもんのように自分で考えて人間に助言を与えたり、厳しい忠告をしたりするような AI です。人間は信頼できる相手からのアドバイスであれば、行動を変える可能性がある。社会がより良い方向に変わるかもしれません。この先 AI が新しいものを創造する未来がくるとしても、最終的にその価値を評価し、さらに新しいものを生み出すのは人間です。人間は完全な存在ではないが、そこが人間らしさであり、AI にはないおもしろさです。AI を道具として使うのではなく、パートナーとして向き合うことが重要になってくる。学校教育は、そ

のパートナーと対等につき合うための、思考力や人間性を育む最後の砦ではないでしょうか。以上が、インタビュー記事の紹介です。

これから、私たちが経験していない、AIと共に生きていく時代の子どもたちの教育に関して、変わってはいけないこと、大事なことを示唆していると感じました。AIを活用されている方も多いと思いますが、どのように感じられましたか。先日共通テストがあり ChatGPT が東大文科一類の試験を受けたところ、正答率は 98% でした。3 年前が 66%、昨年が 91%、今年は 98%。着実に進化が進んでいると思います。これは、栗原先生の記事ではありませんが、月数千円で ChatGPT を雇えば、東大生の知能が得られるとの記事もありましたが、それは違うのではないかと思いました。

それでは、本日も様々な視点からご意見をいただくとともにスムーズな進行にご協力をお願いします。以上、長くなり恐縮ですが、あいさつとさせていただきます。

#### ○議事録署名委員の指名

教育長 議事録署名委員を指名します。A 委員、C 委員を指名します。よろしくお願ひいたします。

#### ○前回議事録の承認

教育長 第 9 回定例教育委員会議事録に異議のある方はいらっしゃいますか。

一 同 異議なし。

教育長 異議がないようですので、前回議事録は承認されました。会議終了後に、D 委員、B 委員に署名をいただきます。よろしくお願ひいたします。

#### ○教育長報告

教育長 1 月の諸報告につきまして、主なものをご報告いたします。  
8 日と 9 日から各学校で 3 学期が始まりました。  
11 日、Y C C 県民文化ホールにおきまして「甲斐市二十歳の集

い」が行われました。教育委員の皆様と一緒に出席し、滞りなく終了することができました。ありがとうございました。

同日午後、甲斐市消防団の出初式がありました。

13日から15日、令和7年度末教職員人事異動に伴う「地教委」ヒアリングを行いました。教育委員の皆様には3日間ご協力いただきました。ありがとうございました。

22日、第2回中北地区地域教育推進連絡協議会研修会が開かれました。私は別の公務で欠席しましたが、協議会委員である生涯学習文化課長が出席いたしました。

23日、第18回B&G全国サミットがあり、市長とともに出席をいたしました。本市には、敷島と双葉にB&G海洋センターがございます。

同日、塩尻市教育委員会の視察訪問があり、部長を中心に受け入れの対応をいたしました。

26日、令和7年度末教職員人事異動に伴う地教委意見聴取があり、午前中職務代理者とともに出席し、管理主事に対し、甲斐市教育委員会の要望等につきまして内申を行いました。

また、午後から定例教育委員会が開催されております。

今後の予定ですが、28日から、記載の日程で管理職の人事評価面談を行う予定です。

以上、報告とさせていただきます。

## ○議 題

第1号 甲斐市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画  
(案)について

事務局 (資料説明)

委員 本市の教育職員の多忙化解消対策をより実効性のあるものとして、本計画が目標にも示されておりますとおり、今までの取組での課題や学校現場の声を反映しての時間的、精神的余裕を感じられるような働き方改革、働きがい改革となるように願っております。この案のご説明をいただいて質問や思ったことをお話しさせ

ていただきたいと思いますが、まず先程、教職員と教育職員の違いというお話をされました。私自身で教職員と教育職員の違いを調べて明確に認識していないからですが、教育職員に関する業務管理という題がついていますが、本文中に教職員という言葉が3回出てきます。教職員という言葉は、教育職員と言ってはいけないのですか。ここに3回だけ教職員という言葉が出ているので、教育職員と教職員の違いのようなものをどこかに注釈として書いておかないと、少し違う言い方が3つ入っていますので分かりづらいと思いました。

それから、1ページの「令和6年度の時間外在校等時間の状況」の表中の数字は、1カ月あたりということであれば「1カ月あたり」という文言を入れておいた方が良いでしょう。また、表中の「45時間以下」、「45～80時間以下」、「80時間以上」の分類では、45時間と80時間の部分が重複するのではないのでしょうか。

3ページ、4ページのイロハの項目立ては分かりづらいので、アンダーラインの所を四角く枠で囲むとか、色分けする方が良いでしょう。

4ページの最初の「調査・統計等への回答」の「③市教委への提出物」のところですが、細かいことですが文頭が半角分ずれていますので、半角分前に出した方が良いでしょう。

学校と教師の業務3分類については、資料のどこかに載せるのですか。それが無いと3分類と言ってもわからないと思います。

教育長

ここままで一度整理して、4つの質問をいただきましたので、お答えください。

事務局

教育職員とは、校長、教頭、主幹教諭等の一般的にいう教諭になります。教職員とは、教育職員に事務職、学校司書、栄養士、用務員、支援スタッフ等を加えた括りになります。例えば、別冊資料の5ページ⑤「年度初めの校務分掌を分担する際には、一部の教職員の負担が大きくなるよう慎重に調整する。」とあり

ます。校長先生が年度初めに校務分掌を分担するのですが、そのときには、教育職員、いわゆる先生ばかりではなく、事務職員や学校司書等様々な職員も含めて検討するという意味から教職員という表記を使わせていただいております。また、7ページ(7)3行目の最後に「教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。」ということが書いてありますが、働き方改革は教育職員だけではなく、教職員も含めて校長先生のリーダーシップのもと学校運営等を行っていく観点から、教職員という言葉を使わせていただいております。

次に、注釈についてですが、この実施計画は国のひな形のとおりになっているのですが、注釈が要るかどうかについては、教育委員会事務局で検討させていただきたいと思っております。

次に1ページの「令和6年度の時間外在校等時間の状況」ですが、確かに委員のおっしゃるとおり、特に80時間以下と80時間以上については、重複しております。この表記についても、事務局で重複しないような形で再度検討をしたいと思っております。

次にイロハの項目立てについてですが、ひな形どおりに載せたところですが、先ほど委員から四角で囲うという提案がございましたので、こちらでも事務局で再度検討いたします。

4ページの口の③ですが、半角ずれているところは、調整させていただきます。

業務の3分類で何々関係と記してありますが、これもどこから選んできたか分かるようにということで、ひな形どおりに記載させていただきました。業務の3分類について、例えば最後のページに資料として載せるのかどうかというところも、再度、事務局で検討させていただきたいと思っております。また、学校でこの3分類を把握しているかどうか、少し不安なところもありますので、この計画の中に入れるのか、別冊で資料を付けて説明するのか、検討させていただきたいと思っております。

教育長

3分類については、その前に何のことか記載がありますので、無くても分かるのですが、この表記のままでいくのなら表があった方がよいと思っております。この表の中にイロハを入れる等の工夫をして、様々な人が見るので教育職員と教職員の違い等ご指摘の点

も分かりやすく検討していただきたいと思います。では、続けて  
お願いします。

委員

ありがとうございます。この2ページの参考の表は、学校と教師の業務の3分類とあって、その中に進路指導の準備を見ると、事務職員や支援スタッフとの協働を促進などとあります。そのため、教師と教師以外の業務の人を、この計画では、教育職員と教職員と分けて示していますが、教育職員だけでは良くないのでしょうか。どうしても教育職員と教職員とを分けないとならないのでしょうか。甲斐市立学校の教育職員に関する計画なので、課長がおっしゃったように、教職員の方は事務職員とか、他の職員が入っているというご説明がありました。あえて教育職員と言ってはいけないのでしょうかと思います。教職員という表現は3回出てきますが、注が無いとわからないかと思います。

それから、少し教えていただきたいのですが、3ページの「学校徴収金の徴収・管理」というところですね。①で、「学校徴収金について歳入歳出予算に組み入れる」とありますが、歳入歳出予算に組み入れるというのは、公費で賄ってくださるという意味ですか。

事務局

教育職員と教職員のところですが、この計画は、国から教育職員に関することということで、その働き方改革や健康確保措置実施計画を作りなさいと言われていています。委員がおっしゃるとおり、この計画を作った時に事務局でも悩んだところですが、先程の事務分掌は、事務職員も含まれた書き方が現状に合っているので書かせてもらいました。業務の3分類をみると、事務職員等と教師の協働を促進していくという言葉が入っています。甲斐市教育委員会では、事務職員等も担っているところは、しっかりと表記していこうという考えです。働き方改革は教育職員ばかりではなく、事務職員や学校司書を含めたことになるので、事務局としては、教育職員だけではなくて、関わる部分については教職員という言葉も載せた状況でございます。

次に、歳入歳出予算に組み入れるということについては、現在給食費については、保護者から頂いた給食費を、市の歳入予算に組み入れており、歳出についてはその中で給食の費用を支出して

いくというような内容です。そういう対象になるかどうかということ、教材費等、他の学校徴収金についても検討していくという内容になっております。

教育長 教職員と教育職員については、国のひな形にならうということもあるかと思えます。もし入れるのであれば、注釈はあった方が分かりやすいと感じますが、他の委員さんのご意見も伺いたいと思えます。

委員 あと1つだけいいですか。6ページの⑦と⑧ですが、早出遅出勤務制度や、テレワークの導入の可能性、育児休暇などの特別休暇の取得、短時間勤務等を選択しやすい労働環境を整備するとあります。教育職員の健康や福祉の確保に関する取組になると思うのですが、現状はどのようなのでしょうか。そして、可能性の検討を行うとありますが、実現の可能性はどうか伺いたいです。

教育長 短時間勤務やテレワークの現状はどうでしょうか。可能性については、今お答えするのは難しいと思えますが、短時間勤務を選択している事例は市内の学校でも見られるのでしょうか。

事務局 学校の現状をお伝えしますと、やはり早い時間に勤務をしている先生、そして夜遅くまで勤務している先生方がいらっしゃるのが現実です。これは規定された勤務時間を超えてしまっていることが課題であって、そういったことが時間外勤務になってしまっています。その部分は、それぞれのライフワークや事情等を踏まえながら、より良い働き方の形を今後求めていかなければならないというところが課題だと思います。ちなみに、休憩時間に関しましては、これまでは一斉に同じ時間に割り振りを行わなければならないということもありましたが、こちらについては県も少し柔軟な姿勢を示している中で、それぞれの学校の状況に応じて、勤務時間の設定の仕方も調整することが出来るようになってきておりますので、少しずつ県に働きかけを進めていく中で、テレワークも含めて、より柔軟な形で、それぞれの生活の形に合わせた仕組が取り入れられれば良いと考え、検討していきたいという意味になります。

委員 これは希望ということですか。現実に実施されているわけではなくて、実現できれば良いという話ですか。

事務局

テレワークはまだ制度化ということではありませんが、早出遅出勤務や短時間勤務は制度として既にありますので、特に出産後の育休明けの人が、育児短時間勤務を取得することは、若干事例としてあります。介護休暇などと同じような形で制度化されています。テレワークの導入というところについては、可能性ということなので学校の勤務に馴染むかどうかというところですが、やはりそこは難しいところがあると思いますので、研究検討が必要だと思います。

委員

例えばある職員が、朝は子どもを幼稚園や保育園に送って行くから、学校の出勤時刻が8時20分と決まっていますが、自分は8時40分に行くというようなことはできますか。そしてその分は、終了時間を20分遅くするのでしょうか。それとも最初の20分は何の影響もないのでしょうか。

事務局

様々なパターンがありますが、勤務時間をそのままずらすという形と、勤務時間を短縮するというような、それぞれ制度がありまして、個人の事情に応じて申請をして取得をしているという状況です。

委員

この制度はいつから始まったものですか。私はこの制度を認識していませんでした。

教育長

この制度がいつからのものなのかは、今すぐにはお答えできません。

委員

学校の中で校長先生に申し出て了承してもらうような程度のものでしょうか。

教育長

正式に制度として認められていますので、申請して承認されるものになります。確かに課題はあります。権利として短時間勤務を取得したいという先生がいても、学級担任が毎日2時間いないとなると学校運営上は非常に厳しい状況になります。お迎えに早く行きたいので2時間早く帰りたいとなるとどうか、認めないことも難しい。しかし、学校は運営していかなければいけない。子どもたちは現実にそこにいる中で、どうしたらよいか検討が必要です。テレワークについても、校内研をテレワークにするなどの方法が検討できます。コロナ禍の時はテレワークもできたので、そのようなことも可能性として探っていきたい。今の段階でどの

可能性が高いとか低いとかお答えすることは難しいと思います。しかし、検討していくことは検討していき、制度を取得しやすい環境にしたい。思いどおりに育児短時間勤務をとれていない人もいるかもしれませんが、それを取りやすい環境にしていきたいということです。

## 委員

最初に今の育児短時間勤務についてですが、現場にいた時の感覚だと、県でその先生が休業を取った曜日や日に代替の先生を派遣することになっているので、その人を見つけなければならないということがあります。休む先生の代わりに、例えば毎週火曜日は休みますとか、午後は休みますといったときに、その代わりになる先生を見つけて、そこに配置してもらおうということになります。もう一つは、例えばその先生に担任をお願いしている場合は、毎週その時間帯は担任の先生が変わるわけです。そのため、なかなか担任としてお願いしづらいということは確かにあったと思います。部分休業は、1日2時間以内で30分単位、どこかで休暇を取ってもよい制度ですが、もちろん休む分は減給にはなるのですが、例えば子どもの送迎で朝30分遅く出勤して、1時間半早く退勤するという取り方はありがちなことだと思います。比較的そのような取り方をさせていただくことはあったように思います。部分休業の方は、比較的取っていただくことができやすいと思うのですが、短時間勤務の方は、今言ったように先生がその時間帯代わってしまうので、学校の運営としては難しいところがどうしてもあるというように少し思っています。そのような体制から取りやすいようにするためには、基本的には県で適正な人事配置をしてもらおうということが大事なところだと思います。

それから、先程から出ています1ページの表のところですが、そこでおっしゃったように、年平均という書き方だと年間平均と誤解されやすいので、本冊1ページの目標のところには年間の月平均30時間程度を目指すとあります。この年間の月平均という書き方だと、誤解がされなくて良いと思いました。それから範囲については、やはり45時間未満と、45から80時間未満にするのが適切かと思います。ただ、そこに書いてある数字が、その範囲の中に入っているのかどうかは分かりませんが、範囲としてはその

ような区切りではないかと思えます。

3 ページの徴収・管理の公会計化というところは、例えば銀行からの引き落としのような形をとっていくと、担任の先生が現金を扱うことがなくて良いとは思いますが、その分どうしても教頭先生の負担になります。例えば引き落としが出来なかった家庭にどのような対応をしていくか、学校としても引き落としが出来なかった分を保護者に支払いをお願いしますということを伝えなければならないので、その点も考慮しなければいけないところだと思えます。

その下の、様々な保護者からの要求への対応ですが、やはり市を通して担当弁護士への相談が出来るということを、公正性があることも含めて学校に周知しておく必要があります。

あと2点だけお願いします。4 ページの部活動のことですが、原則休日の部活動は廃止するとの記載があります。例えば大会や練習試合などどうしても土日にかかることもあるかと思えますが、対外試合の扱いというのは、例外とするかどうかということをお教えいただきたいと思えます。

最後に、教育職員と教職員の言葉の使い方の話ですが、国で出している資料は、学校と教師の業務の3分類で、「教師」なのでよね。そのため、国の資料は観点が全然違っていて、例えば8のICTのところは事務職員等を中心にとか、17、18のところでは学校行事の準備運営は事務職員や支援スタッフとか、指導についても事務職員や支援スタッフとあるように、いわゆる教師と教師以外を分けて国は捉えているのですが、現場ではそのような感覚ではなくて、やはり一緒の職員という捉え方なので、そこは明確にしておいた方が良くと思えます。ここに教職員という言葉がありますが、おそらく国の出している資料で照合しようとするとな別の言葉が必要になってきてしまうとは思いますが、基本的な考え方としては、そのような方々も含めた全体の教育職員というように捉えていくべきではないかと思えます。以上です。

教育長

部活動の件について何かありますか。休日の部活動は、原則廃止ということをごどのように捉えるか、現状はどのようになっているか。確か大会があるときには練習も認めていたと思えますが、

学校が閉庁日でも大会直前であればよいということもあったと思います。何かコメントがありましたらお願いします。

事務局

現状、部活動の対応につきましては、平日の1日、そして土日のどちらか1日は休暇とするようにということ、そして平日の練習時間は2時間程度、休日は3時間程度ということは、市の方針としてお伝えをしているところです。部活動指導員という方々の任用もさせていただいています。部活動指導員は、県の補助金を受けながら、各部活動に対応していただいております、こちらは特に顧問教員がいなくても、指導員だけの対応ということも可能になっているので、そのような面においては、少しずつ部活動に対する働き方改革の対応も進んでいるのが現状です。地域展開のことは、県でも、13年度までに休日の部活動は廃止をしていこうというような意向が示されているので、そのようなところは一つの目標としながら、本市の取組を少しずつ進めていかなければならないと今考えているところです。

教育長  
委員

続いて他に意見等ありましたらお願いします。

目的や課題意識といいますか、問題点としては、業務量が適正に管理されておらず、健康確保が十分にされていないのではないかと、という実態に対して国を挙げて取り組んでいるところだと思います。やはり中身の書きぶりをみると、学校の現状や実情を記しているものが、齟齬をきたしている部分やずれている部分があるので、様々な障害が出てくるのではないかと思います。計画を絵に描いた餅にしないためにも、なるべく現状に合わせた形で整理することが必要だと思っています。

先程の教育職員と教職員の違いという点で、文章が必要であれば、やはり書いておく必要があると思います。国の参考文章は、あくまでも学校教師ということで教育職員として教師が教室でなければできない業務というのは何か、という観点から書かれています。参考の表では、事務職員等は表の外にあり、協力するか携わることによって教室の業務を軽減する、といった形になっていますので、やはりこれをこちらの別冊資料の中にそのまま持ってくるのは少し無理があると感じるので、少し整理が必要だと思いました。

もう一つは、別冊資料の6ページ(3)⑦⑧について疑問が呈されたところです。制度があるということはわかりましたが、⑦については、一般的な早出遅出の勤務制度やテレワークの導入という点は、実際にそれに該当する制度があるのかどうか少し曖昧だったような気がします。⑧は申請して利用できる休暇制度や短時間勤務制度があると思うのですが、⑦について制度があるのか確認が必要です。⑦⑧合わせてですが、やはり現場の事情に即したことを目指すためには、かなり実際の現場に苦労があるのではないかというのが分かりますので、そこをどうするかというような踏み込みの対応が必要ではないかと感じています。

もう一つ質問です。3分類の表の5の部分です。保護者からの過剰な苦情について、先程委員から質問いただいて、実際にそのような制度があるということはわかったのですが、実際の第一の対応は、やはり学校で行うとなった時に、次の段階として学校以外に手渡していくタイミングというのは、かなり判断が難しい。実際の運用として難しさがあると思いますので、現状どのように運用しているのか、もしわかったら教えていただきたいと思えます。全体としては非常に難しい課題と思えますが、やはり何か形を示していかないと進まないで、これは一つの指標として、市を上げて実現に取り組んでいくべきだと思いました。

事務局

保護者からの相談につきましては、やはり学校が保護者と向き合った形で対応するのが基本だと思います。現状学校では様々な対応をさせていただいているのですが、そこで収まりきらない場合は、学校から教育委員会に相談・報告がある場合もありますし、保護者から直接教育委員会に電話をかけていただくという形もごさいます。教育委員会に話が来ますと、主に私や指導主事が対応いたしますが、よくお話を聞かせていただいて、ただ、最終的にはこちらで直接対応することは出来ないで、教育委員会から学校に、保護者の相談内容やご意向をお伝えするので、もう一度学校と相談をしてみてくださいというように、もう一度形を整え直して学校にお返しをしているという現状です。ただ、それでも難しく判断に困るようなケースについては、スクールロイヤー等に教育委員会が窓口となって相談をし、直接学校にも参加いただ

く中で、弁議士の先生からアドバイスや助言を貰って対応することもあります。最終的には、学校が保護者に対応している形になっています。

委員

一つ質問です。別冊7ページ(5)に、その他の目標についてはストレスチェックの結果から把握するとあるのですが、同じ資料の2ページの目標(1)に関しては校務システムで、目標(2)に関しては、達成度をチェックするのに、全てをストレスチェックの結果から把握できる内容のストレスチェックを行うという理解でよろしいでしょうか。

教育長

達成状況の把握について2つありますが、校務支援システムと新たに導入するストレスチェック。この2つで全ての目標を確認できるのかという質問でよろしいでしょうか。

委員

はい。

事務局

時間外在校等時間については、校務支援システムのメニューを使うことを考えております。ストレスチェックの目標は、2ページ(2)②にありますとおりストレスチェックを実施し確認します。他の「きずなの日」などの目標は、県から報告を求められますので、学校からの報告により確認します。⑤の自己の働き方改革に意識を持って取り組んでいるか、また⑥についても意識の問題なので、アンケート的な調査をしないと出てこない数値かと思っておりますので、そちらで確認していきたいと考えております。

教育長

既に自己評価の中でも似たような文言が入っています。学校でも既に把握している内容もあります。例えば、(2)①、③、④、の情報は既に学校で把握しています。新しいストレスチェックで②、⑥もその中でわかるかと思えます。

委員

別冊の5ページの一番下の⑤一部の教職員の負担が大きくならないようにといった点に関しては、やはり校務分掌といったときには、教育職員以外の人も組み込まれてくるので、ここを切り分けるのが結構難しいということもあるのですが、7ページで使われている教職員だと、やはり教育職員を対象とすべきではないかというところもあると思うので、やはり文言の整理、皆さんも言われているとおり、文脈によってもう少し丁寧な書き分けが必要と感じました。

この計画が「より実効性のあるものとして」と最初の計画の趣旨のところに書いてありますが、やはり学校の中だけではなく保護者にもこのような計画で進めていくということを、共通認識として持っていただかないと、「そうは言っても」というような感覚で意識が共有できなかつたり、こちらの計画通りにはいかなかつたりする部分が出てくると思うので、ぜひ保護者にも上手く共有いただけるように周知を段階的に行っていただくように希望します。

あとは、先程から出ていますが、6ページの⑦⑧の辺り、特に⑧ですね。制度としてはあるけれども、選択しやすい労働環境をさらに整備するということが、現状では、各校長先生が代替を探すというように校長先生へ負担がいく形になってしまっていると思います。選択しやすい労働環境を整備と簡単に言っても、教育職員に校長先生も含むということなので、校長先生の負担がさらに増えるようなことがないように、項目によって、段階的に様々なところへの働きかけや、現場の教頭先生や校長先生にも無理がないように進めていただけるように要望したいと思います。よろしくをお願いします。

教育長  
事務局

周知のことについて、コメントできることはありますか。

この計画を策定した暁には、校長先生にも当然説明するのですが、ウェブサイト等で周知すると共に、保護者にも周知を考えていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

教育長

ありがとうございます。その他ございますか。それでは様々なご指摘がございましたので、事務局を中心に修正していただいて、2月2日に総合教育会議で報告します。その資料は、事前にお配りする予定がありますか。

事務局  
教育長

事前にお配りする予定です。

その際にご検討いただいた資料を、また見ていただくような段取りでお願いします。

事務局

本日いただいた意見をこの後事務局で検討し、総合教育会議の資料として皆さんにお配りさせていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

教育長

それでは、この案に従いながら、修正を加えていただくように

お願いします。その他、ご意見、ご質問はございますか。

一 同  
教育長

異議なし。

ご異議なしと認めます。よって、議題第1号は、承認されました。

教育長

次の議題の審議に入ります前に、議題第2号「令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、個人情報保護の観点から、非公開とさせていただきたいと思えます。そこで、非公開とするにあたり、甲斐市教育委員会会議規則第15条の規定により、討論なしで採決を行います。委員の皆様にお諮りします。議題第2号の非公開について、賛成の委員の挙手を求めます。

一 同  
教育長

挙手

ありがとうございました。挙手多数であります。議題第2号の非公開は、可決されました。

第2号 令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

【ここから非公開】

教育長

非公開とした議題第2号の審議が終わりましたので、これより公開といたします。

【ここから公開】

○その他

(1) 令和7年度教育関係団体からの要望書に対する回答について

事務局

(資料説明)

委員

質問ではないのですが、3ページ登下校の安全について、これは一つの例ですが、一斉下校の引渡訓練後に通学路の安全点検もということで、学校側からの依頼で、スマートフォン等で現場の写真を撮って危険箇所を提出してくださいというお願いがありました。これに基づいて提出をしたところ、小学校の歩

道橋の脇にポールの柵がすぐに出来たのですが、危険箇所の提出方法について、データでの提出のような方法を併せて今後進めていただくと、より効率的な実施に繋がっていくのではないかと思いますので、この案とは別の話なのですが、例として紹介しました。

教育長

学校への依頼方法や、上がってきた依頼がどのように処理されて対応しているのか、説明できることがありましたらお願いします。

事務局

通学路の安全点検につきましては、毎年6月に各学校で写真と危険内容を示したカルテというものを作り、学校側でPTAとも相談しながら現地を確認してもらって、データで教育委員会に上げてもらうようにしております。今おっしゃった小学校の歩道橋前のガードパイプについては、点検に上がってきました。その中で関係機関と対策方法を検討し、その担当は県道なので中北建設事務所になるのですが、その担当にこのような要望が上がっていますということをお願いしたところ、学校の要望のとおり県でガードパイプを設置していただいたという経緯になっております。毎年、関係機関の県や国交省や警察、市の建設課などで、現地に行ったり、カルテを見たりして、どのような対策をいつやるかということを検討し、最終的に2月に報告会がありますので、そこでこのような対策をしますということを決めて、3月にはウェブサイトに対策内容を掲載していくような流れになっております。

教育長

上げていただいたものについては全て確認して、順次優先度の高いものから、本年度中にできるものは本年度中に対応し、来年度以降にするものもありますが、全ての報告に対して何等かの対策を検討します。

## (2) 令和7年度卒業式及び令和8年度入学式について

事務局

(資料説明)

委員

輪番制ということで、このようにしていただいたのですが、今年度行った小学校と同じ小学校に令和8年度もあてられております。以前の話ですが、卒業式にある小学校へ行ったとこ

ろ、次の入学式も同じ小学校へ行ったこともありました。輪番制ということをおっしゃるのなら、その点はどうなっているかと思いましたが、それはもう過去の話ですし、その小学校の入学式もまた2年続けて行きますが、一応そのことを申し上げます。

教育長           なるべく多くの学校に行った方が良くと思います。また、ご検討ください。

### (3) 令和7年度甲斐市立図書館蔵書点検結果報告

事務局           (資料説明)

委員           毎年点検結果と今後の対策というところは、このようなことをお示ししていただいておりますが、不明率が0.04%ということで、このくらいは公共図書館で仕方がないという認識もあるようです。毎年同じように「貸出作業の確認を徹底し、貴重な資料については、職員を介しての閲覧手続に変更する」など、対策をこのようにお示ししていただいている中で、例年同じように不明資料が出てきてしまうということは少し残念と思われました。

委員           点検お疲れさまでした。毎年実施していらっしゃると思うのですが、非常に大変な作業だと思いますので、大勢の職員の負担も大きかったと思います。不明率については、率で見ますと非常に少なく、このくらいは仕方がない、と言ってしまっても良いのかどうかわかりませんが、仕方がないとは思っています。甲斐市の図書館が利用活発であるほど本は動きますし、ある程度資料の所在がわからなくなるというリスクは高まりますので、これをゼロにするというのはなかなか難しいと思います。適正な管理を今後も継続していただければ良いと思っています。その上ですが、やはり1点1点の資料は大事なものなので、何らかの対策を取らなければいけないのですが、一点気になったため要望します。対策についてのところで、不明資料のうち、郷土資料の占める割合が例年より大きかったというところが少し気になっています。これについては、不明の物が出るのはやむを得ないのですが、使えない状態になっている郷土資料の補完

あるいは欠本の補充や収集する努力をしていただきたいと思います。全てが必要ではないかもしれませんが、郷土資料は、特に地域にとって重要な資料ですので、ぜひ積極的に収集を図って、使えない状態というのを解消していただきたいと思います、と思っております。これは参考までに、不明の原因など分かる範囲で教えてください。

事務局

不明の件数ですが、令和5年度に県内の他の図書館の様子も聞いてみました。電子化してICタグに対応しているというところもありますが、やはりICタグを採用しているところは低く、0.0069%となっておりまして、甲斐市が0.04%なのでかなり差があります。ICタグを使ってない図書館ですが、館の規模が全然違いますので、少ないところだと甲斐市の一カ月分が年間の来館者数というようなところもありますので、簡単に比較は出来ないのですが、全体で比較して0.0732%になっています。ただ、低いところはICタグを使っているところと変わらないぐらい不明率が少ないところもあれば、甲斐市の10倍以上になっているようなところもあります。

やはり亡失の原因は、鞆を持って入って良いところにして、鞆にしまわれてしまうともうわからないのです。明らかに高額な資料ですと、職員が立ち会いますし、またAV、DVDなどは、展示してあるものにはDVDが入ってないため、借りる時に必ず職員が介入しますので、持ち帰れないのですが、それも不明となることもありまして、悪意を持って対応されてしまうと、防ぐのが難しい。やはり職員も限られておりますので、ずっと見ている訳にもいきません。何より欲しいと思って持っていかれてしまわれると防ぎようがありません。私も館内をたまに見回っていますが、人の目があると思えば、気をつけると思いますので、そのようなことも含めながら対応していきたいと思っております。以上です。簡単ですがよろしくお願いします。

教育長

郷土資料のことについてご指摘やご質問がありましたが、いかがでしょうか。

事務局

郷土資料等については、2階にあります。2階もカウンターに職員が常駐しているのですが、2階は座って本を読むスペー

スなども設けられておりますので、ゆっくり本を読んでいる人の周りをうろうろするというのも難しい部分があります。ただ、郷土資料なので、やはり持っていかれると簡単に市販している訳ではないので、そのような補充も含めて、職員と検討したいと思います。やはり人の目で見るとしか対応しようがないので大変ですし、私もあまり2階は行かないのですが、2階もたまに見回りますので、そのようなことも含めて対策していきたいと思います。よろしくをお願いします。

教育長 分析のところで、割合が例年よりも多かったということですので、そこもまた館内会議の中で話題にさせていただいて、対策をお願いしたいと思います。

委員 統計表を見ると、令和5年が児童書の12点、7年度は雑誌の16点、6年度の視聴覚資料の13点、ここの数字は他の年度と比べて突出しているのですが、これは想像ですが、個人的なものによる気がします。ただ、今ご説明いただいたようにプライバシーの問題もあります。利用者の利便性のようなところもありますので、難しいところだとは思いますが、0.04%は全体としては低く抑えられているのではないかと思います。以上です。

#### (4) 2月の行事予定について

事務局 (資料説明)

委員 22日の梅の里クロスカントリー大会ですが、これまで私たち教育委員も参加させていただいていたと思いますが、今年度は参加しなくてよろしいということなのでしょうか。

事務局 今年度は、参加していただかなくて大丈夫です。

教育長 今年度から主催者が教育委員会から部局が変わりましたので、私も出席しますが来賓となります。機構改革の影響です。

#### ○閉会

教育長 本日、本定例会に付議された議案の審議を全て終了したので、本定例会の閉会を宣する。(午後4時)